

共有馬管理等に関する覚書

2023年 月 日

馬名		性別	
血統	父	生年月日	年 月 日
	母	毛色	

売買価格	円（税込） （うち消費税等 円）	成立日	年 月 日
------	---------------------	-----	-------

記

第1条（共有代表馬主）

共有馬の共有代表馬主は、澤風哉がこれを務める。

第2条（共有代表馬主に対する権限付与）

共有者は、共有代表馬主に対し、以下の事項の決定及び事務処理等に関する一切の権限を付与する。

- 販売者から共有馬の引渡しを受けること及び引渡しに関連する事項を決定すること
- 育成場及び育成費を決定すること
- 競走馬登録の可否及び時期を決定すること
- 当該共有馬の共有代表馬主として届出を行い、その他各種申請書類を提出すること
- 預託厩舎を決定し、預託契約を締結すること
- 入厩の適否及び時期を決定すること
- 去勢の適否及び時期を決定すること
- 競走の際、共有代表馬主の服色を使用すること
- 調教及び出走スケジュール（海外における競走、地方競馬指定交流競定の選択を含む）を共有馬の預託先調教師と協議のうえ決定すること
- 賞令その他その名目を問わず馬主に対して交付される金員及び賞品等を受領、保管し、かかる金員を共有者に対し持分割合にしたがい支払うこと
- 競走馬登録の抹消時期を決定すること
- 上記登録抹消後、共有馬の処分方法を決定すること及び売却処分の場合の価格を決定すること、並びに、売却処分の対価を受領し、これを共有者に対し、持分割合にしたがい支払うこと
- 共有馬が牝馬の場合は、上記登録抹消後に種牝馬への転用の可否を決定すること
- やむを得ない事由により共有代表馬主を変更する場合には、新共有代表馬主を選任すること（共有者は、新共有代表馬主が選任された場合、共有代表馬主の契約上の地位及び権利義務が新共有馬主に移転することを予め同意する）
- その他上記各号に関連する事項を決定し、実施すること

第3条（精算）

甲及び乙は、前条(10)(11)その他共有馬に関して発生した一切の収益及び経費（共有代表馬主が加入する馬主会からの収益及び経費のうち共有馬にかかるものを含む）を月ごとに集計し、当月分を翌月末日までに持分割合に応じ各精算することを約した。

第4条（事務委託）

共有代表馬主は、前条に掲げる事項の事務取扱を株式会社UMAUMA(以下「事務局」という)に委託する。

第5条（共有者の遵守事項）

- 共有者は、本覚書に従って共有代表馬主に委任した事項に関しては、自らこれを行わないものとし、共有代表馬主及び共有代表馬主から事務委託を受けた事務局による円滑な業務遂行を妨げてはならない。
- 共有者は、競走馬登録に必要となる共有馬所有念書（印鑑登録証明書添付）については、共有代表馬主又は共有代表馬主から事務委託を受けた事務局の案内にしたがって遅滞なく提出しなければならない。
- 共有者は、馬主登録抹消要件に該当してはならない。ただし、共有持分を販売者から購入した時点で馬主登録をしておらず、かつ、そのことについて販売者の書面による承諾を得ていた共有者はこの限りではない。

令和 年 月 日

【共有者】

住所

氏名

（馬主登録名）
馬主登録番号

印

【共有代表馬主】

住所 神奈川県川崎市川崎区東田町 2-19-1504

氏名

澤 風 哉
（馬主登録名）
馬主登録番号 高知 23-0005

印